

令和8年度 淀川区訪問型病児保育（共済型）推進事業業務委託

募集要項（公募型企画提案）

1 案件名称

淀川区訪問型病児保育（共済型）推進事業業務委託（概算契約）

2 業務内容に関する事項

（1）事業目的と概要

淀川区では、子どもが病気のとき、自宅で必要な病児保育サービスを受けられるよう、病児保育サービス供給量を増加させ、全ての子育て世帯が安心して子育てができるまちをめざしている。

淀川区訪問型病児保育（共済型）推進事業は、利用登録者が会費を拠出し、保育料に充てる方式の共済型モデル事業として実施し、区民の相互扶助を促進するとともに、病児保育サービスを必要としている常勤就労者等のニーズに合ったサービス提供を目的とする。本事業は、児童福祉法第6条の3第13項に基づく「病児保育事業」に該当し、第2種社会福祉事業として実施する。

上記目的を達成するために、民間事業者から広く企画提案を募集して、受注者のもつ訪問型病児保育に関するノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用することで、高い利用者満足度・優れた事業効果をめざす。

（2）業務内容

訪問型病児保育（共済型）業務

※具体的な内容については、別紙1「基本仕様書」を参照のこと。

（3）事業規模（当初契約予定額）

金 7,638,000 円（第2種社会福祉事業のため消費税は非課税）

※内訳については、3（2）参照のこと。

※当初契約額は概算金額であり、年度末において実績に応じて業務委託料を確定させる。

（4）契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※本契約は令和8年度の予算成立を前提とし、予算が成立しない場合は無効となる。

（5）履行場所

大阪市淀川区内

（6）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、基本仕様書及び企画提案書の内容に基づき仕様書を作成し、決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払

委託料は実績に応じて、下記別表に定める金額を各月の業務完了後に本市の検査を経たうえで、受注者の請求に基づき支払う。

別表 委託料金表（実績払分）

項目	料金
①利用登録者加算料	児童 1人あたり月額 3,000 円（非課税）
②児童扶養手当受給世帯登録加算	児童 1人あたり月額 2,000 円（非課税）
③生活保護受給世帯登録加算	児童 1人あたり月額 2,000 円（非課税）
④障がい児登録加算	児童 1人あたり月額 1,000 円（非課税）

※ ④について、身体障がい者手帳・精神障がい者福祉手帳・療育手帳の各種が交付されていれば障がい児に該当する。

※ 上記②③のいずれの事由にも該当する場合は、どちらか一方のみを加算対象とし、重複加算はしない。

(3) 契約書案

別紙 2 参照

(4) 契約保証金

契約額の 100 分の 5。ただし、大阪市契約規則第 37 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、契約保証金を免除する。

(5) 再委託について

①業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア　委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ　児童の保育及び看護について

②受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

③受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

④地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

⑤受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

（6）その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当し、法人格を有する民間事業者。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- イ 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていること。
- ウ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- エ 納税義務者にあっては、消費税及び地方消費税、大阪市の法人市民税を完納していること。大阪市に納税義務を有しない者にあっては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村民税を完納していること。
- オ 病児保育の事業実績があること。

5 スケジュール

- | | |
|------------------|------------------|
| ・ 公募開始、質問受付 | 令和7年12月12日(金) |
| ・ 質問受付締切 | 令和7年12月26日(金) |
| ・ 質問に対する回答公開 | 令和8年1月9日(金)までに公開 |
| ・ 企画提案書の提出期限（必着） | 令和8年1月23日(金) |

- 選定委員会開催、事業者ヒアリング 令和8年2月9日（月）
- 選定結果通知 令和8年2月20日（金）頃予定
- 仕様書に係る協議 令和8年3月
- 契約締結 令和8年4月1日
- サービス提供開始 令和8年4月1日予定

6 応募手続き等に関する事項

（1）質問の受付

- ア 受付期間 令和7年12月12日（金）から令和7年12月26日（金）17時まで
 イ 提出方法 別紙3「質問票」に記載し、淀川区保健福祉課（こども教育）メール t10011@city.osaka.lg.jp宛てEメールにより提出すること。
 ウ 回答 令和8年1月23日（金）までに淀川区ホームページに掲載する。

（2）応募書類

ア 次の応募書類をもって、審査する。

- A 参加申請書（様式1）
 B 誓約書兼同意書（様式2）
 C 法人の概要（様式3）
 D 法人の履歴事項全部証明書
 E 法人の印鑑証明書
 F 法人定款又は寄附行為の写し
 G 直近の2事業年度分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
 又は 直近の2事業年度分の法人税申告書の写し
 H 淀川区事業収支予算書（様式4）
 I 企画提案書

企画提案書は、A4版とし、様式は問わない。枚数は、10ページ以内とする。必
 須記載項目は、次のとおりとする。

- a. 病児保育を取り巻く状況と課題認識
 b. 本業務に対する考え方・実施方針
 c. 事前登録から利用までの手続きの流れ
 d. 病児保育の具体的な実施方法

（サービス開始日、提供期間、派遣可能時間、受付時間）

- e. 料金設定
 f. 業務の実施体制（職員の人数・資格）
 g. 組織の役割分担、連絡体制
 h. 苦情解決の仕組み
 i. 研修内容（実績・計画）
 j. 保育の資質向上の取り組み

（保育後の保育日誌等の確認、フィードバック体制）

- k. 緊急時の対応方法、連絡体制、感染予防対策

- 1. 医療機関との連携体制
 - m. 広報活動の方法
 - n. 個人情報保護の取組み
 - o. 過去の事業実績
- イ 受付期間 令和7年12月12日(金)から令和8年1月23日(金)まで
 　　月曜日から金曜日の9時00分から17時30分まで(土・日曜日、祝日、年末年始(令和7年12月27日～令和8年1月4日)は除く。)
- ウ 提出部数 各1部
 　　ただし、上記B・C・F・G・H・Iについては副本を各4部
 　　副本については、応募事業者名を想起させる文言・画像については全てマスキング処理を行うこと。
 　　なお、マスキング処理の際には、データ上にてその文言・画像へ空白処理・黒塗り処理を施すなど、元の文字が透過しないよう細心の注意を払うこと。
- エ 提出場所 淀川区役所保健福祉課(こども教育) 2階23番窓口
 　　なお、提出にあたっては、事前に「8(3)提出先・お問い合わせ先」に電話連絡の上、持参もしくは送付すること。
 　　送付による提出も認めるが、受付期間内に必着である点、また提出書類に不備等があった場合にはその修正について上記の受付期間内に終えるよう対応しなければならない点に留意すること。

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目		配点
1 企画提案	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業の趣旨・目的を理解し、事業委託に相応しい考え方が企画提案書に示されているか。<10点> ・企画提案書がこれまでの実績や経験に基づいたものであり、その内容から独創性や専門性が感じられるか。<10点> ・子育て家庭のニーズに合った利用時間と受付時間・方法、料金設定であるか。<10点> 	30点

2 保育体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育者の資格、知識及び経験は適切か。<10点> ・ 人材確保の際、保育者の質の確保への対策は適切か。<5点> ・ 事業本部と現場との役割分担や連絡体制が確立しているか。<5点> ・ 苦情解決の仕組みがあり、責任者は明確か。(保育中の事故や児童虐待を含む)<5点> ・ 事業者における職員研修の実績及び計画は適切か。<5点> ・ 保育日誌が適正に記録、及び保管されるとともに、今後の病児保育に活かされる仕組みになっているか。<10点> 	40点
3 安全性及び経営能力等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施中の事故防止、感染予防の対策等が取られ、適切に記録されているか。<10点> ・ 医療機関との連携体制が確保されているか。<5点> ・ 病児保育・訪問型保育の実績は十分にあり、健全かつ安定的な経営がなされているか。<5点> ・ 実行可能な収支計画が立案されているか。<5点> ・ 個人情報保護に関する取組内容は適切か。<5点> 	30点
合 計		100点

(2) 選定方法

ア 企画提案の審査については、淀川区訪問型病児保育（共済型）推進事業業務委託事業者選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。

イ 事業者ヒアリング

(ア) 開催日時 令和8年2月9日（月）

(イ) 場所 淀川区役所 602会議室

(ウ) 内容・方法 詳細は応募事業者に別途通知

ウ 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行い、各委員の合計点（100点×3人分）を評価点（最大300点）とする。

エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、事業実績の評価点が高い事業者を委託予定事業者として選定する。

オ 評価点が180点未満の場合には、委託予定事業者を選定しないことがある。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求める。

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 本事業は、大阪市会において令和8年度予算が成立することを前提とする。大阪市会において本事業にかかる予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行わない。なお、上記に伴い、公募型プロポーザル参加者又は受託予定者において損害が生じた場合であっても、本市はその損害について一切負担しない。

(3) 提出先、お問い合わせ先

〒532-8501 大阪市淀川区十三東2丁目3番3号
淀川区役所保健福祉課（こども教育）2階23番窓口
TEL 06-6308-9509 FAX 06-6885-0535